

令和 4 年 2 月 24 日 議会運営委員会 議事録
10 時 44 分 開会

○出席委員 (6 人)

委員長 山崎 年一

副委員長 北地 範久

委員 藤川 和弘、小田上 尚典、児玉 朋也、日域 究

議長 賀屋 幸治

副議長 網谷 芳孝

○欠席委員 なし

○山崎委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

市長が出席されておりますので御挨拶をお伺いします。

市長。

○入山市長 議会運営委員会開催ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○山崎委員長 それでは、議事日程にしたがいまして議事を進めてまいりたいと思います。

日程 1、議案の取り扱いについて説明をお願いいたします。

執行部から、よろしくお願いをいたします。

総務部長。

○中村総務部長 よろしくお願いいたします。

それでは、令和 4 年 3 月大竹市議会定例会の議案の概要について説明をさせていただきます。

議案第 2 号から議案第 12 号、一般会計、それから特別会計及び企業会計の当初予算の 11 議案につきましては、先ほど議員全員協議会のほうで説明させていただきましたので、割愛をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員、坂本スミエ氏が令和 4 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員候補者といたしまして、土坂マチ子氏を法務大臣に推薦することにつきまして、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、諮問第 2 号、こちらも人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

こちら、現在欠員となっております人権擁護委員の後任の候補者といたしまして、池上宏氏を法務大臣に推薦することについて、市議会の意見を求めるものでございます。

それから、次の議案第 13 号、こちらも人事案件でございます。固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてでございます。

固定資産評価審査委員会委員、見島芳行氏が令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了になることに伴いまして、引き続き見島氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することにつき

まして、地方税法第423条第3項の規定によりまして、市議会の同意を求めるものでございます。

こちら3件につきましては、それぞれ資料のほうをつけておりますので、そちらのほうを御覧いただければと思います。

それから、議案第14号、大竹市公告式条例の一部改正についてでございます。

こちら、改正の理由及び内容でございますが、公印の押印を見直したことによりまして、市長及びその他の執行機関が定める規程等を公表する場合に、公印を押印しないこととするとともに、写しを本庁の掲示板のみに掲示するよう改正をするものでございます。これまで支所のほうにも掲示をしておりましたけれども、これをホームページをもう少し拡充することによりまして、よりわかりやすくお伝えをしようというものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日となっております。

続きまして、議案第15号、大竹市個人情報保護条例の一部改正についてでございます。

改正の理由及び内容でございます。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が令和4年4月1日に廃止され、個人情報保護制度が個人情報の保護に関する法律に統合されるということになったために、引用条文を改正するというものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日となっております。

続きまして、議案第16号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

改正の理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴いまして、非常勤職員、いわゆる会計年度任用職員でございますが、こちらの育児休業等の取得要件を緩和等するための本条例の一部改正でございます。

改正の内容でございますけれども、要件の緩和といたしまして、育児休業等の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上という要件がございましたけれども、こちらを廃止をすると。それから、2つ目として、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関して、任命権者が講ずるべき措置を新設するというところでございます。この措置というのは、育児休業に関する研修、それから、相談体制、勤務環境の整備といったものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

続きまして、議案第17号、それから次の議案第18号、議案第19号、議案第20号、これは人事院勧告に伴います改正でございます。

初めに、議案第17号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

改正の理由でございますが、国家公務員の給与の改定に伴いまして、本市の一般職の職員に対する期末手当の支給割合を引き下げるため、本条例の一部を改正するというものでございます。

人事院勧告が令和3年8月10日に行われまして、期末手当を0.15月引き下げるという勧告が行われました。これに伴いまして、一般職の職員につきましては、6月期、12月期、それぞれ0.075月引き下げ、年間で0.15月を引き下げるというものでございます。再

任用の職員につきましては、6月期、12月期が0.05月の引き下げ、年間では0.1月の引き下げというふうになってございます。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

なお、本来12月にそういった引き下げが行われるものだったのですが、新型コロナウイルスの対応の関係で、こちらが6月に行うというふうになっております。12月に減ずる予定であったものを6月に減ずる形となっております。

続きまして、議案第18号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正についてでございます。これは、人事院勧告部分の同様の引き下げを市長、副市長、教育長についても同様に引き下げるものでございます。

それから、議案第19号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。こちらも議会の関係の引き下げになってございます。内容は同様でございます。

それから、議案第20号、大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらも一般職と同様に引き下げるものでございます。ただし、会計年度任用職員につきましては、年度途中で雇用する者もいるという関係のため、公平性を確保するため、4月1日時点での一般職の期末手当の条件と同じようにするという事で、引き下げのほうは一緒なんですけど、タイミングが4月1日からということになります。6月の引き下げは行いません。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

続きまして、議案第21号、大竹市教育振興基金条例の一部改正でございます。

改正の理由及び内容でございますけれども、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定による文部科学大臣の承認に当たり付される条件に対応するため、学校施設の整備に要する経費の財源に充てることができるよう本条例の一部を改正するというものでございます。

この基金はソフト的なものに活用できるようにというふうになっておったんですけども、このたびハードにも活用できるようにというものでございます。

旧穂仁原小学校の撤去によりまして、物件移転補償費が入ってまいります。こちらについては、学校の施設整備に活用すれば、要は国庫に返納しなくてもいいよというような制度になっております。このため、これを基金のほうに積み立てまして、ハードにも活用できるように改正をするものでございます。

施行期日は、公布の日からとしております。

続きまして、議案第22号、大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正についてでございます。

改正の理由でございますが、マロンの里の運営を継続的かつ安定的に行うことができるように、指定管理者が管理を行う機関及び利用料等を変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、指定管理者の管理期間を5年以内とすると、現行は3

年ですが、これを5年以内に延ばすということでございます。それから、マロンの里全体の開館時間を午前9時から午後5時までとする。現行では、交流館が午前9時から午後5時まで、それから広場の部分、農村公園の部分が午前9時から午後9時までとなっております。こちらを午前9時から午後5時までというふうに合わせております。それから、利用料の基準、こちら、1平方メートル当たり1時間単位とするというふうになっております。例えばキッチンカーなどとか、そういった部分がより利用しやすくするというようなことです。今は午前と午後とか、そういった大まかな指定になっておりますので、もう少し柔軟に対応できるようにということで、1時間当たりにしております。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

続きまして、議案第23号、大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

改正の理由でございますが、道路構造令の一部改正により、自転車通行帯に関する規定が新たに定められたこと等を踏まえ、本条例においても道路構造令と同内容の改正を行うというものでございます。

改正の主な内容でございますが、自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられた帯状の車道の部分として自転車通行帯に関する規定を新設し、今後整備する市道における自転車通行帯の設置の推進を図ろうというものでございます。

基本的には設計速度が時速60キロメートル以上のところが、そういったものが設置されるということになります。今後、市のほうで、こういった自転車通行帯という部分を新しくつくっていく道路については整理をしていこうというものになります。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

続きまして、議案第24号、大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の理由でございますが、消防団員の処遇の改善を図ることを目的といたしまして、年額報酬の見直し及び出動報酬の創出等を行うため改正を行い、併せて、字句の整理を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、年額報酬の引き上げ、それから、2点目として、災害時や訓練の出動に係る手当の支出費目を出動報酬に改めるとともに、1回当たり6,000円から1日当たり8,000円に改めるものでございます。また、3点目といたしまして、消防団員の資格要件の見直し、居住要件、こちらを少し緩めまして、居住というところから、居住、勤務または通勤というふうに資格要件を緩やかにしております。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。ただし、施行期日前に出動し、施行日以後も引き続き職務に従事する場合に係る出動報酬については、なお従前の例によるとしております。

続きまして、議案第25号、財産の無償譲渡についてでございます。

広島西部山系直轄砂防工事に伴いまして、国土交通省中国地方整備局に無償で財産を譲渡することにつきまして、市議会の議決を求めるものでございます。

この財産は、直轄砂防工事用地として、国土交通省より提供依頼があったものでござい

ます。工事予定地にありました130基の墓石は、既に令和3年度に完了した市営白石墓苑への移転が全て完了し、撤去が完了しております。平成29年3月31日に国と市が締結した覚書に基づきまして、国へ無償譲渡するというものでございます。

続きまして、議案第26号、大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定についてでございます。

大竹市阿多田保育園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものでございます。指定する指定管理者は、社会福祉法人大竹市社会福祉協議会でございます。指定期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案第27号も同じく指定管理者の指定でございます。大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定についてでございます。

大竹市手すき和紙作業所の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものでございます。指定管理者はおおたけ手すき和紙保存会、指定期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案第28号、令和3年度大竹市一般会計補正予算（第10号）でございます。

歳入歳出にそれぞれ7億1,752万円を追加し、予算総額を183億9,933万2,000円とするものでございます。

補正予算の内訳のほうを御覧ください。左側に歳出、右側に財源としての歳入を記載しております。対比しながら御覧いただければと思います。

初めに、第2款総務費でございますが、5億8,037万3,000円の増額でございます。主なものといたしましては、ふるさと納税促進事業2億円、それから、基金管理事業3億6,206万5,000円でございます。ふるさと納税のほう、12月も補正させていただきましたが、その後も好調でございますので、2億円を計上させていただくものでございます。

それから、第3款の民生費でございます。2,615万9,000円の増額でございます。主なものといたしまして、障害者等自立支援給付事業でございます。559万5,000円。こちら、自立訓練等の利用の増加ということで組まさせていただいております。それぞれ右側の歳入のほうを見て、財源といたしまして、自立支援給付費国庫負担金、国部分が2分の1、それから、県部分として自立支援給付費県負担金、これが4分の1ついております。それから、その下、障害児通所給付事業146万7,000円でございますが、児童発達支援等の利用の増加によりまして、補正をするものでございます。こちらと同じく国が2分の1、県が4分の1、財源がついております。それから、その下、私立保育所等委託事業、こちらは保育士の処遇改善に関わるものでございます。928万2,000円の増額となっております。国の財源といたしまして、全額が保育士の処遇改善ということでの交付金がついております。それから、その下、施設型給付事業981万5,000円。こちら入所者がふえたということで、こちら増額となっております。これも国が2分の1、県が4分の1の財源を確保しております。

第4款衛生費は、へき地医療対策事業として、1,600万円の増額でございます。こちらは、再編交付金を財源といたしまして、阿多田診療所基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、第6款農林水産業費、こちらの内容は、おおたけカキ水産まつり事業でございますが、新型コロナウイルスによりまして、事業のほうを延期しておりますので、こちらを減額するものでございます。

それから、第7款商工費、こちらも新型コロナウイルスによりまして、958万6,000円を減額するものでございます。内訳でございますが、中小企業経営安定支援事業、これは「おおたけ！バル」ですけれども、こちらが中止によりまして700万円の減額、それから、観光宣伝等事業、これは大竹・和木川まつりの中止によりまして、258万6,000円の減額となっております。

続きまして、第8款の土木費でございます。こちら、1億2,303万9,000円の増額でございます。主なものといたしまして、土地開発公社経営健全化対策事業2,183万9,000円でございますが、こちら代替地の処分がございまして、簿価との差額を補填をするものでございます。

それから、橋りょう長寿命化事業は国の補正事業の認定を受けましたので、これを400万円ほど増額して対応するものでございます。社会資本整備総合交付金、これが10分の5.5ついております。

それから、2つ下がっていただきまして、大竹駅周辺整備事業、これも国の一次補正に対応して1億3,000万円ほど繰り上げて対応するものでございます。同じく社会資本整備総合交付金が10分の5.5補助としてついております。その他につきましては、入札不調等によります執行残を減額をするというものでございます。

続きまして、第10款教育費でございますが、1,746万5,000円の減額としております。主なものといたしまして、幼児教育推進事業、こちら利用者の減少等によるもので、減額でございます。1,153万円の減額でございます。併せて財源のほうも減額をしております。それから、3つ下に下りていただきまして、学校連携・子どもの居場所づくり事業、こちら245万6,000円の増額でございますが、放課後児童クラブに関する処遇改善の補正でございます。こちら、先ほど保育士の処遇改善がありましたけれども、これと同様に10分の10の財源がついております。

その他、右側のほうを見ていただきまして、こちらが対応する歳入のない歳出に充当するという示しております。こちら、現在、県等から示された額、それから、実際の額ですね、配当割交付金、それから、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、こちら県が示した額を計上しております。それから、地方交付税の普通交付税でございますけれども、当初の見込みとの差額ですね、当初、予算を上げたときに少し厳しめに見ていた部分があります。それとの差額と、それから、国の税収が好調であったことに伴いまして補正が上がっております。これを増額いたしまして、全体で約4億2,578万円の増額というふうになっております。

それから、国庫支出金、保育士等処遇改善臨時特例交付金54万1,000円、これは公立保育所部分の処遇改善でございます。会計年度任用職員の処遇改善を行う予定でございますので、こちら上げております。

歳入歳出それぞれ7億1,752万円の補正となっております。

少し前に戻っていただきまして、2の継続費の補正でございます。こちら事業計画に合わせて年割額を変更するものでございます。先ほど、大竹駅周辺整備事業1億3,000万円を計上しておりましたけれども、国の補正に合わせまして、令和4年度から令和3年度に、こちら年割額を少し変更するというものでございます。

それから、3の繰越明許費の補正でございます。こちらは諸般の事情によりまして、年度内の事業完了が見込めず、繰越措置をするものでございます。このページから次のページに載っております。

それから、4の債務負担行為の補正でございますけれども、こちらは今後の業務に備えまして、入札、それから、契約などを事前に実施する必要がある事業といたしまして上げているものでございます。こちらが追加となっております。

それから、5の地方債の補正でございます。今回の補正予算に応じて整理をするものでございます。

以上が令和3年度大竹市一般会計補正予算(第10号)の概要でございます。

以上が令和4年3月大竹市議会定例会議案の概要でございます。議案の取り扱いにつきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○山崎委員長 ただいま執行部のから議案の説明がございました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑はないようでございますので、議案の取り扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○三上議会事務局長 議案の取り扱いについて、事務局案を御説明申し上げます。

議案の上程につきましては、申し合わせにより執行部の説明者ごとに一括したものとっております。

議事日程に沿って、取り扱いを説明いたします。

まず、議案第2号から議案第19号に至る16件について一括上程し、提案理由の説明を受けます。

うち、議案第2号から議案第12号までの11件につきましては、令和4年度の当初予算案でございますので、こちらの取り扱いは、後ほど、日程6、予算特別委員会の設置についてにおきまして御説明いたします。

諮問第1号、諮問第2号及び議案第13号の3件については、人事案件のため、委員会の付託を省略し、即決と考えております。

議案第18号及び議案第19号の2件につきましては、総務文教委員会に付託と考えております。

次に、議案第14号から議案第22号に至る6件でございますが、一括上程し、提案理由の説明を受け、全て総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第21号及び議案第27号の2件でございますが、一括上程し、提案理由の説明を受け、いずれも総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案23号でございますが、上程後、提案理由の説明を受け、生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第24号でございますが、上程後、提案理由の説明を受け、総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第25号でございますが、上程後、提案理由の説明を受け、生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第26号でございますが、上程後、提案理由の説明を受け、生活環境委員会へ付託と考えております。

なお、議案第26号につきましては、日域議員が地方自治法第117条に規定される除斥に該当いたします。

次に、議案第28号でございますが、上程後、提案理由の説明を受け、総務文教委員会へ付託と考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から議案の取り扱いの説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございますので、本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程2、請願の取り下げについてを議題といたします。

令和3年請願第1号、公立・公的医療機関等の「再検証」要請の白紙撤回、および地域医療構想の見直しに関する請願でございますが、本件については令和3年2月18日に請願書が提出され、令和3年3月2日の本会議で生活環境委員会に審査の付託がされており、現在、継続審査となっているものでございます。

このたび、請願者から、請願内容を再検討するためとの理由により、令和4年2月21日付で請願取下申出書が提出されました。

本請願の取り下げについて、事務局から取り扱いの説明をお願いいたします。

局長。

○三上議会事務局長 請願の取り下げについて、取り扱いの御説明を申し上げます。

取り下げの申し出につきましては、議会の承認が必要となります。

案としましては、本会議におきまして上程し、議長が取り下げについて諮ることになるかと考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から請願の取り下げについて、取り扱いの説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございますので、本件の取り扱いについて、事務局案のと

おり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程3、陳情についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○三上議会事務局長 それでは、提出のありました陳情の取り扱いについて、御説明申し上げます。

件名は、晴海臨海公園西側園路整備工事計画の陳情でございます。

提出者は、晴海の環境を考える会、発起人藤岡好男氏でございます。

陳情の内容は、配付の陳情文書表のとおりでございます。

取り扱いとしましては、令和4年陳情第1号としまして、本会議初日に上程し、生活環境委員会へ付託と考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から陳情の取り扱いについて説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございますので、本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程4、一般質問及び総括質疑についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○三上議会事務局長 今回の一般質問及び総括質疑は、申し合わせにより代表制はとらず、全員、質問の持ち時間は1時間となります。

通告期限は、本3月定例会においては、2月28日10時まででございます。

通告期限の後、直ちに議長室において発言順の抽せんを行うことになろうかと考えております。

一般質問及び総括質疑が終わる予定の3月9日水曜日の本会議までの間には、常任委員会も開催される予定となっております。

執行部においては、答弁の作成など時間的に厳しいと思われますので、早めに通告をしていただきたいと思います。また、通告期限前にヒアリングを済ませておくこともできます。ヒアリング希望日時記入の際は、御留意の上、御協力をよろしくお願いいたします。

また、提出に当たっては、質問方法など、記入漏れがないよう確認をお願いいたします。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございますので、事務局の説明のとおり進めさせていただきます。

続きまして、日程5、会期決定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○三上議会事務局長 3月定例会の会期でございますが、3月2日から3月25日までの24日間を考えております。

会期日程の案を御覧ください。

本会議を3月2日に開会し、会期決定、請願の取り下げ、当初予算説明、一般議案を上程し、先ほど決定いただきましたとおりの取り扱いをして散会。3月8日までを休会と考えております。

委員会審査につきましては、2日の本会議終了後及び3日に常任委員会を開催。慣例でいきますと、2日に総務文教委員会、3日に生活環境委員会になろうかと考えております。

翌週の3月9日10時から本会議、10日を本会議予備日とし、一般質問及び総括質疑を行います。

また、一般議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、本会議を散会します。

次に、3月4日10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会の開催と考えております。

本会議最終日は3月25日とし、3月定例会の閉会と考えております。

なお、議案その2の提出が見込まれており、議案の取り扱いについて、本会議初日、3月2日の9時30分から議会運営委員会を開催と考えております。

日程につきまして、調整をお願いいたします。

なお、予算特別委員会関係の日程案は、後ほどの日程6、予算特別委員会の設置についてと併せて説明させていただきます。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 それでは、各委員長さん方に日程の調整をお願いいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 ありがとうございます。

お諮りいたします。

会期につきましては、3月2日から3月25日までの24日間とし、3月2日水曜日10時から本会議。なお、議案その2の提出があれば、同日午前9時30分から議会運営委員会。各常任委員会については、3月2日本会議終了後に、総務文教委員会を開催、3月3日木曜日10時から生活環境委員会を開催。今定例会では、3月9日水曜日に中日を設け、一般質問及び総括質疑と議案審査報告等にあわせて、予備日を10日木曜日とします。3月4日金曜日午前10時から基地周辺対策特別委員会、その終了後、議会改革特別委員会を開催。本

会議最終日は3月25日金曜日10時からということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程6、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○太田副市長 委員長、発言の許可をお願いします。

○山崎委員長 副市長。

○太田副市長 11時30分から予算の記者会見の予定をしておりますので、特別職と関係職員を退席させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

総務部長は代表として残っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山崎委員長 ただいま副市長から提案をいただきましたように、記者会見ということでございますので、市長並びに関係者の退席をよろしくお願いいたします。

局長。

○三上議会事務局長 それでは、予算特別委員会の設置につきまして、審査日程、資料要求等と併せまして御説明いたします。

令和4年度の当初予算については、先ほど議員全員協議会で説明のありました議案第2号から議案第12号に至る11件でございます。

こちらにつきましては、先ほど決定いただきましたように、本会議初日の3月2日に上程・説明を受けた後、本会議中日に議事を継続し、一般質問及び総括質疑の形で御審議いただいた後、まず、議長が委員8人で構成する予算特別委員会の設置及び付託を諮り、続いて、委員の指名を行うと考えております。

予算特別委員予定者は、サイドブックスの議会運営委員会フォルダに掲載の資料のとおりでございます。

また、3月10日、本会議予備日ではありますが、散会後に正副委員長の互選を行います。次に、審査日程でございます。

3月14日から16日までの3日間と予備日を17日とし、予備日を入れて4日間と考えております。

なお、14日は市内中学校の卒業式が午前中に予定されておりますので、13時からの開催の予定としておりますので御留意ください。

そして、3月25日、本会議最終日において、予算議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

続いて、予算資料の要求について御説明いたします。予算特別委員会日程（案）を、御覧ください。

審査をより充実したものとするため、予算特別委員に指名されることが予定されている議員からの資料要求を事前に執行部に連絡し、要求に沿った資料を作成してもらい配付するという事になるかと思います。

先ほど議員全員協議会におきまして、令和4年度の各会計の当初予算案の説明を受けましたので、3月2日までを熟読期間としております。

予算特別委員の予定者におかれましては、3月2日の正午までに、資料要求を文書または電子データにて議会事務局へ御提出をお願いいたします。

提出に当たりましては、後日、追加での資料要求がないよう御留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

資料につきましては、本会議中日終了後、3月10日に予算特別委員会で正副委員長を互選した後、要求された趣旨に沿って作成されているかどうかを確認していただきます。要求どおりであれば、そのまま審査に御活用いただきますが、修正が必要であれば、14日以降の予算特別委員会の当日に再提出を受けることになります。

執行部におかれましては、資料の内容について不明点等がある場合は、提出議員と事前に確認をお願いいたします。

なお、現在、議会運営委員会での協議・決定事項を踏まえ、常任委員会等につきましても発言の事前通告をしていただくよう御協力をお願いし、会議運営を行っていただいているところでございます。

今回の予算特別委員会につきましても、発言の通告に関しまして、基本的には全会計について、3月9日12時までに提出をお願いいたします。全会計分の提出が難しい場合、3月14日審査予定のものについては3月9日、15日審査予定のものについては10日、16日審査予定のものについては11日のいずれも12時までに提出をお願いいたします。できれば、全会計について、3月9日12時までに提出をお願いいたします。

通告書の提出に当たりましては、会議時間の短縮や説明員の待機人数の縮減など、円滑な会議運営のため、項目だけでなく、できるだけ具体的な内容を記載していただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、通告書は、本日の議会運営委員会終了後に事務局からメールで送付する様式を使用していただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から予算特別委員会の設置と日程等に関しまして説明がございました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございますので、お諮りいたします。

まず、3月10日木曜日の本会議予備日、一般質問及び総括質疑の後、予算特別委員会を設置し、その終了後、正副委員長の互選及び資料確認。審査日は3月14日月曜日から16日水曜日までの3日間、また、予備日を17日木曜日として予算審査を行います。

そして、3月25日金曜日の本会議最終日、予算委員長報告、質疑、討論、採決。

以上の日程でございます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議ないようでございます。

それでは、そのように決定させていただきます。

なお、事務局からの説明にもありましたように、予算特別委員予定の議員におかれては、資料要求について、3月2日正午までに文書または電子データにより議会事務局に提出していただきますようお願いいたします。

また、発言通告についても、できれば全会計について、3月9日12時までに提出いただくよう、御協力をよろしくお願いいたします。

このような取り扱いは、予算特別委員会における審査を充実するためのことでございますので、要求漏れがないよう、特によりよろしくお願いいたします。

また、委員会における発言については、提出期限までに書面による事前通告に御協力をお願いいたします。

会派の代表におかれましては、各会派所属の議員に御周知をお願いいたします。

続きまして、日程7、議員派遣についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○三上議会事務局長 それでは、議員派遣について御説明いたします。

資料を御覧ください。

令和4年4月26日、27日の2日間、中国市議会議長会定期総会が境港市で開催されます。これに正副議長が出席する予定ですが、網谷副議長の出席が議員派遣の対象となります。議長は議会の代表権をもって出席しますので、議員派遣の手続きは必要ありません。

最終日に、こちらの表を配付しまして、即決ということで考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいまの説明について、質疑等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑はないようでございますので、事務局の説明のとおり、本会議で手続きを行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程8、3月定例会の新型コロナウイルス感染症対策についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○三上議会事務局長 それでは、3月定例会の新型コロナウイルス感染症対策について説明いたします。

御承知のとおり、まん延防止等重点措置が1月9日から広島県に適用され、その後、2度の延長により3月6日まで適用されることとなっております。

現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況でございますが、県全体では1月28日の1,599人をピークに減少傾向にはございますが、現在でも500人から800人の感染者が確認されている状況でございます。

本市におきましても、感染者数は1月より少なくなっているものの、毎日のように感染

者が確認されており、昨日は10人確認されております。

そのため、2月7日の議員全員協議会において、引き続き3月定例会もこれまでと同様の対応をすることを確認したところでございます。

変更点が2点ありますので御説明いたします。水色の感染者との接触がない場合を御覧ください。

1点目は、1の②に会議に出席する際は、議員、執行部とも不織布マスクを着用することという一文を追加いたしました。これまでは口頭でお願いしておりましたが、明文化いたしました。

2点目は、これまでは2の⑥に協議会等の傍聴はスカイプを活用するとありましたが、去年、スカイプを利用して協議会を開催した際にトラブルが頻発したため、これを削除し、その上の⑤の委員会を委員会等に変更いたしました。

変更点は、以上の2点でございます。

現在流行しているオミクロン株は、感染拡大のスピードが極めて速いとされております。2の①で赤字アンダーラインにしておりますが、委員会・協議会等を傍聴される場合は、自宅または控室で傍聴していただくようお願いいたします。

また、陽性になった場合は当然でございますが、濃厚接触者となった場合、家族が陽性者となった場合等、適切に対応していただきますようお願いいたします。

説明は以上になります。

○山崎委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑はないようでございます。

それでは、お諮りいたします。

本件について、事務局案のとおり対応をしていくということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、そのように議会運営をしてまいりたいと思います。

続きまして、日程9、山本議員逝去に伴う追悼についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○三上議会事務局長 それでは、御説明させていただきます。

先ほど、議員全員協議会でも議長から冒頭に連絡がありましたが、去る2月6日、山本議員が逝去されました。

このことに伴いまして、3月2日の本会議の冒頭に追悼の黙禱を行います。

黙禱に続いて、山本議員の所属会派くろがねの代表、日城議員から追悼の言葉が述べられる予定でございます。

なお、当日は追悼に配慮した服装での出席をお願いします。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から説明がありました。

3月2日、本会議初日の冒頭に追悼の黙禱などが行われる予定でございます。

服装についても、御配慮をお願いいたします。

皆様、御承知おきくださいますよう、よろしくをお願いいたします。

続きまして、日程10、その他を議題といたします。

発言通告についてでございます。

今定例会での発言通告に関しまして、連絡事項がございます。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○三上議会事務局長 昨年12月定例会におきましては、議会運営委員会で新型コロナウイルス感染症対策について確認いたしました事項を踏まえ、本会議と常任委員会等につきましても、速やかに事前通告をしていただくよう御協力をお願いさせていただき、会議運営を行っていただいたところでございます。

先ほど、日程8、3月定例会の新型コロナウイルス感染症対策についてで確認したことも踏まえ、3月2日本会議及び同日2日と翌3日の常任委員会につきましては、2月25日金曜日まで、3月9日及び予備日の本会議は3月4日金曜日まで、また、3月25日本会議最終日については3月22日火曜日までに、できるだけ午前中に事前通告を提出していただきますよう、引き続き御協力をお願いいたします。

また、通告書の提出に当たりましては、会議時間の短縮や説明員の待機人数の縮減など、円滑な会議運営のため、項目だけでなく、できるだけ具体的な内容を記載していただきますよう、御協力をお願いいたします。

なお、委員会においては、審査の過程において説明の内容等によっては、急遽、追加での質問を必要とする場面もあらうかと思っておりますので、執行部には御協力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から発言の通告に関して御協力の連絡がありました。引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

また、執行部におかれましては、特に委員会では審査の過程において、事前通告以外にも答弁等の対応をお願いすることもあるかと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

発言通告については、以上でございます。

本日予定していた日程は、全て終了いたしました。

なお、本日の協議・確認事項等について、会派の代表におかれましては、会派所属の議員へ御周知をお願いいたします。

それでは、これもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

11時38分 閉会